

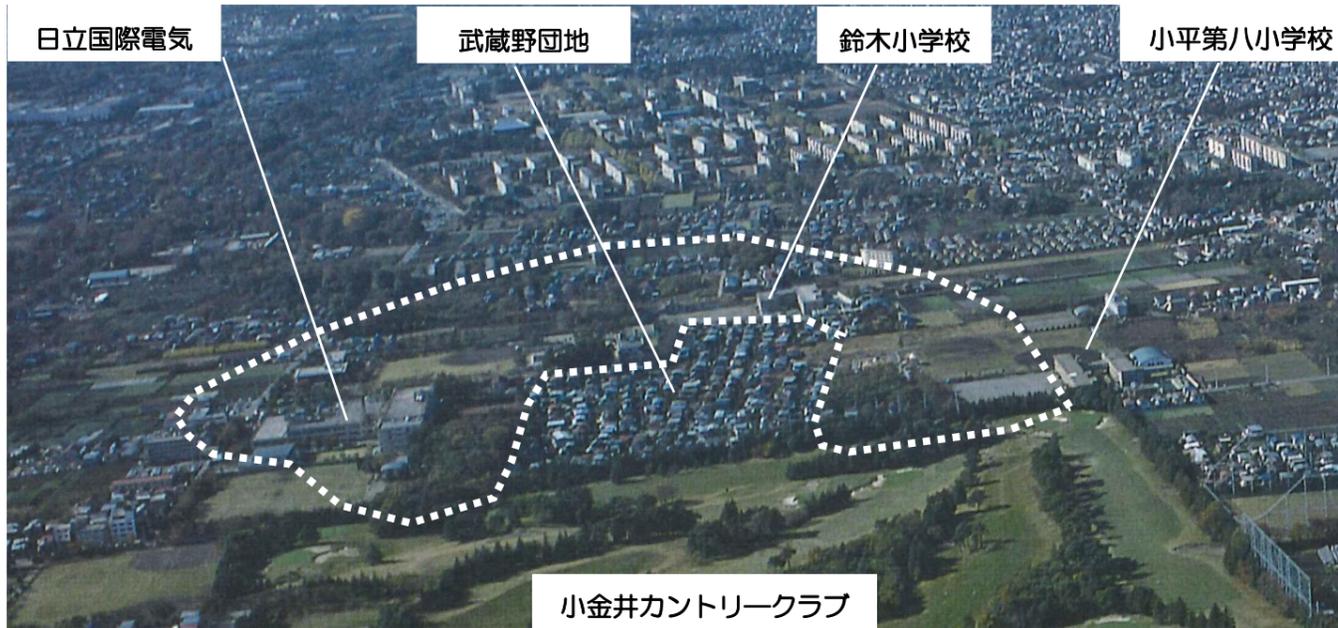
【 鈴木遺跡国指定史跡化とその活用について 】

(1) 遺跡発見までの経緯

- ① 昭和49年、鈴木小学校校舎建設工事の際に幕末の水車跡が発見され試掘を行ったところ、関東ローム層（赤土）中から旧石器が出土し確認された。遺跡は、現在武蔵野団地となっている石神井川の源流の谷を取り囲むように広範囲に広がっていることが分かった。
- ② ここに遺跡が広がるのは、旧石器時代当時今の鈴木小学校の校庭の一角から地下水が湧き出て東流していたため。武蔵野団地の谷は、その流れの浸食作用で形成された。



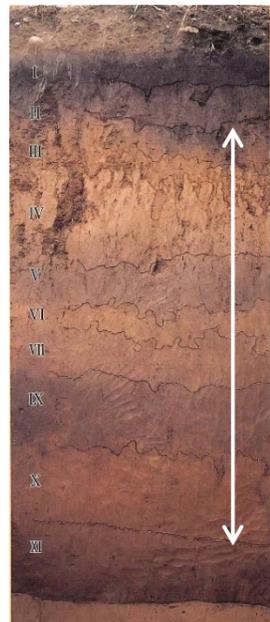
鈴木小学校建設時の
発掘調査の様子



鈴木遺跡の遠景（白線範囲が遺跡範囲）

(2) 鈴木遺跡の学術的価値

- ① これまで行われた発掘調査の結果、鈴木遺跡は東西約600m、南北約670m、面積約11万㎡におよび、日本有数の規模をもつ旧石器時代遺跡であることが判明した。
- ② 3万数千年前、初めて人類が日本列島にやってきたとき、鈴木遺跡のところをすでに訪れていた。
- ③ 日本の旧石器時代の始まりから終わりまで、(3万数千年前～1万数千年前頃)、地層では立川ロームの表面から深さ2～2.5mまで、各時期に特徴的な石器が途切れることなく出土する。
- ④ 出土する石器は、地中の各深さごとに計12ものまとまりで折り重なり、これを新旧順々に並べ、通して見れば、日本の旧石器時代の始まりから終わりまでの石器の移り変わりを理解できる。こうした旧石器遺跡は国内では他にない。



石器が出土する地層範囲



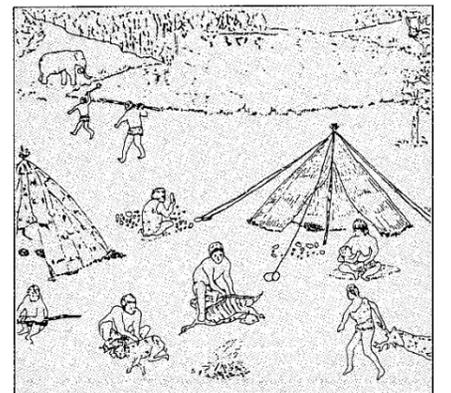
鈴木遺跡中期ごろの石器
(鈴木8文化層、ナイフ形石器)



鈴木遺跡最古段階の石器
(鈴木11文化層、石斧)



礫を熱した調理施設の出土状況（礫群）



当時の生活の様子（想像図）

(3) 鈴木遺跡の国指定史跡化

国指定史跡となる遺跡とは？

- ・国内の遺跡のうち日本の歴史を語る上で欠かせない学術的価値をもつものについて、地中に埋蔵された現状のままに保存し後世に伝えていく制度（文化財保護法）。青森県三内丸山遺跡、佐賀県吉野ヶ里遺跡が有名。

遺跡が国指定史跡になるとどうなる？

- ・その土地は、遺跡保存区としての活用しか行えなくなる。史跡ガイダンス施設等も、基礎工事等によって史跡を破壊してしまうので、史跡内には建築不可。
- ・市がその史跡範囲内を遺跡保存区として整備する際に、国や都から整備費の補助がある。
(国50%都25%=合計75%の補助率、市負担は25%)

遺跡の国指定史跡化に必要な条件は？

- ① その遺跡でこれまで行われてきた発掘調査成果をまとめた『発掘調査総括報告書』を作成し、その遺跡が日本の歴史を語る上で重要な学術的価値を持っていることを明らかにする。
⇒ 令和2年3月31日付で『鈴木遺跡発掘調査総括報告書』を印刷・刊行した。(文化スポーツ課)
- ② 国指定史跡に指定できる、遺跡のなかでも特に重要でそれが地中で破壊されずに埋蔵されていると予想される土地を確保する。
⇒ 市有地では「鈴木遺跡資料館敷地」「鈴木小学校保存区」「鈴木町1丁目390番地保存区(旧第一三共研修所跡地)」「鈴木遺跡保存管理等用地(旧農林中央金庫小金井研修所跡地北半部)」を史跡指定ができる土地として確保。また民有地では、鈴木遺跡のなかで特に濃密に旧石器が埋蔵されている範囲内の土地所有者に対し土地の史跡指定について説明を行い、現在一部の土地所有者の方と同意に向け調整中。(令和2年6月末現在、文化スポーツ課)

国史跡指定への流れ

- 令和2年7月末 小平市は文化庁に対し、①『鈴木遺跡発掘調査総括報告書』と②『史跡指定予定地台帳(対象範囲図・一覧表・地籍謄本等)』をそろえて鈴木遺跡の国史跡指定について具申する。
- 令和2年10月 文化庁は小平市の具申を受け、諮問機関である「文化審議会」に鈴木遺跡の国史跡指定について諮問。
- 令和2年11月 諮問を受けた文化審議会は、鈴木遺跡の国指定史跡化について文化庁へ答申
⇒ 答申「指定が妥当」 → 答申を受け、文化庁は鈴木遺跡の国指定史跡化を令和3年2月に告示し、鈴木遺跡国指定史跡化達成。
⇒ 答申「指定は妥当でない」 → 今次の鈴木遺跡の国指定史跡化は見送り。

(4) 鈴木遺跡保存管理等用地について

平成 26 年度 小平市回田町に所在する小金井研修所の廃止を決定した農林中央金庫は、その用地の北半側が鈴木遺跡の中心部であり、特に濃密な旧石器の埋蔵が予測されるため、小平市へ現状で寄付。寄付面積は約 14,000 m²。小平市教育委員会は用地を鈴木遺跡の保存区とすることを決定。

平成 27 年度 用地内の研修施設の解体撤去作業準備に着手。

平成 28 年度 用地内の旧研修棟建物を撤去。都史跡に追加指定。

平成 29 年度 用地内の旧プール等を撤去し、用地内の更地化を完了。



農林中央金庫から寄付を受けた当時の鈴木遺跡保存管理等用地（白点線範囲）



寄付を受けた鈴木遺跡保存管理等用地の位置



旧研修棟解体後の状況



プール解体後の状況

(5) 国史跡指定後の鈴木遺跡の活用の検討について

- ① 鈴木遺跡保存管理等用地の遺跡保存区としての整備
 - 旧石器時代当時の鈴木遺跡での生活の様子や、当時の景観・植生をはじめとする自然環境を再現する。
- ② 鈴木遺跡資料館を「国史跡鈴木遺跡ガイダンス施設」にリニューアル
 - 『鈴木遺跡発掘調査総括報告書』の成果を踏まえ、展示室及び展示内容を、国史跡の説明にふさわしい内容にリニューアルする。
 - 今回具申では、鈴木遺跡資料館敷地も濃密に旧石器が出土する土地のため国史跡指定対象地とすることから、建物の建て替えはできないが、掘削を伴わない範囲で既存建物をそのまま利用すれば内外装の改装はできる。

国内の旧石器時代の国史跡の整備事例



国史跡ピリカ遺跡（北海道遠金町、旧石器時代景観復元）

国史跡田名向原遺跡（相模原市、居住跡復元）

鈴木遺跡保存管理等用地整備事業 今後のスケジュール

